

社援基発 0702 第 1 号
平成 30 年 7 月 2 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)

社会福祉法人による海外事業の実施等について

技能実習制度における介護職種の追加や、我が国の介護福祉士資格を有する外国人を対象とした「介護」の在留資格の創設に伴い、介護職種の技能実習生や在留資格を持つ外国人介護福祉士等の介護分野の外国人の受入れを円滑に行うための取組が開始されるなど、昨今、社会福祉法人が、新たに海外の機関・法人と連携して事業や取組を行う契機が生じているところです。

こうした状況を踏まえ、今般、現状の社会福祉法人制度に照らして、社会福祉法人が海外で行うことのできる事業等については別紙1、社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等については別紙2のとおりとりまとめましたので、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、本通知の内容等を御了知いただき、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただくとともに、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき都道府県又は市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりるべき基準として発出するものであることを申し添えます。

また、本通知の施行により、「社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等について」（平成29年9月29日社援基発0929第1号当職通知）は廃止します。

別紙1　社会福祉法人が海外で行うことができる事業等について

第1　社会福祉法人が海外で行うことができる事業等

1　海外で行うことができる事業等の範囲

社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）においては、社会福祉法人（以下「法人」という。）の海外事業の実施を明確に禁止する規定は存在しない。よって、法人は、海外における事業や活動（以下「海外事業等」という。）を一切行うことができないわけではないが、そもそも法人は、法第2条の社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであり、社会福祉事業が国内において様々な福祉ニーズを有する者への支援を行うための事業であることに鑑みると、法人が海外事業等を実施するにあたっては、一定の制約の下で行われるべきものと考えられる。

法人の海外事業等のうち社会福祉事業の一環として行う活動の外（以下「海外事業」という。）は、基本的に法第26条第1項に規定する公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）及びその収益を社会福祉事業又は公益事業（法第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）として実施されることとなる。

（1）社会福祉事業の一環として行う活動

国内の社会福祉施設で勤務する介護職員の採用活動及び研修活動については、国内における社会福祉事業の一環として、海外においても実施できるものであること。なお、法人の職員とは関係のない不特定多数を対象とした研修事業を実施するような場合は、（5）のとおり、公益事業または収益事業として整理すべきこととなる。

（2）公益事業として行うことができる事業

法人に対しては、国内において税制上の優遇措置及び運営費の交付等の公的支援が講じられており、これらの財源は、国民が負担する公費等が原資となっている。このことを踏まえ、①日本国内の福祉の向上に直接的に関連する事業（（1）に該当するものを除く。）又は②日本の公的機関（政府機関、独立行政法人又は地方公共団体等）の補助又は助成を受けて行われる国際貢献のための事業については、公益事業として実施できるものであること。

（3）収益事業として行うことができる事業

収益事業として行うことができる事業については、国内における事業実施の場合と同様に実施できるものであること。また、公益事業として実施できないものであっても収益事業として実施できる場合があること。

（4）海外事業等を実施する法人の要件

ア　法第56条第4項に規定する勧告を受けている、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成29年9月26日付内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）1（1）に該当する等、事業運営が適切に行われていると認められない事由がないこと。

イ　海外事業を行うにあたっては、定款に具体的な事業内容と事業を展開する国を明記し、所轄庁の承認を得ること。

ウ　法人の事業の安定的運営を確保し、国内の福祉サービスを充実する等の観点から、海外事業の規模（すべての海外拠点に係る拠点区分事業活動計算書（第二号第四様式）のサービス活動費用計の合計額）は、原則として前会計年度の法人全体の

次期繰越活動増減差額の 50%を超えてはならないこと。ただし、当該会計年度における特別な事情により超えてしまったものであり、恒常に 50%を超えるものでないと所轄庁が認める場合には、この限りでない。

(5) 海外事業等の具体的な内容

海外で行うことができる事業等としては、例えば、以下のようなものが考えられる。ただし、これに限られるものではない。

<社会福祉事業の一環としての活動>

- ・ 国内の社会福祉施設で勤務する介護職員の採用活動及び研修活動

<公益事業>

- ・ 送出国の送出機関や準備機関と連携し、研修事業の委託、講師の派遣等を通じて、介護職種の技能実習生候補者の送出し支援等を行う事業
- ・ 送出国の日本語学校等の教育機関等と連携し、介護福祉士を目指す外国人留学生候補者の受入れ支援等を行う事業
- ・ 海外で介護人材を募集・育成し、国内での就労へと誘導するための事業
- ・ (独)国際協力機構 (JICA) 等から助成を受けて行う国際貢献事業(人材養成や海外の老人ホームへのノウハウ供与等)

<収益事業>

- ・ 海外の介護事業者のための研修事業
- ・ 海外の介護事業者のためのコンサルティング事業
- ・ 海外での老人ホーム運営
- ・ 海外での介護人材養成のための学校運営

2 海外事業等の資金

法人の財産については、収益事業から生じた収益を社会福祉事業又は公益事業に充当しなければならず(法第 26 条第 1 項、第 57 条第 1 項第 2 号)、また、介護報酬や措置費等については収益事業に充当してはならない(「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成 12 年 3 月 10 日老発第 188 号厚生省老人保健福祉局長通知) 等)といった制約があり、法人外流出が禁止されている。

法人の海外事業等は、出張所(法人格なし)の形態で実施することが考えられるが、当該海外事業等が公益事業に位置付けられる場合、法人の社会福祉事業、公益事業又は収益事業から生じた収益を、第 1 の 1 の(4)ウの範囲内で充当することができる。一方、当該海外事業等が収益事業に位置付けられる場合、法人財産を充当することはできず、新たな資金調達(寄附等)が必要であること。

また、一般的には、海外事業等を、現地法人の設立により実施する形態も考えられるが、上記の制約を踏まえ、法人から現地法人への出資は認められること。

なお、法人が、海外の法人と協働して事業を実施することにより、海外で法人格を取得せずに事業を実施する場合があり得るが、この場合も、当該法人への単なる出資は認められないこと。

第 2 海外事業等の実施に関する留意事項

1 社会福祉事業の一環としての活動

当初、社会福祉事業の一環としての活動と扱うことが適当であると判断し、その後の状況の変化により、定款上または計算書類上、個別の事業として認識すべき事由が認め

られる場合には、同様の取り扱いを継続することは適当でないこと（公益事業又は収益事業へ移行させること）。

2 定款変更の承認

定款の承認に当たっては、商慣習の違い、法務・労務・税務の違いなど、国内事業と比較してリスクが高いと考えられることから、当該法人が海外事業を行う合理的理由、事業計画を入手し、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがないことや第1の1の（4）の要件を満たすことを検討し、承認すること。

3 計算書類の作成

海外事業に係る法人の計算書類の作成については、国内事業と拠点区分を分け、当該事業に係る会計処理を行うことが必要であること。

なお、外貨建の資産及び負債については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱い」（平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の13に従い、決算時の為替レートで換算する必要があること。その他、期中の取引等については、企業会計で適用されている外貨建取引等会計処理基準（昭和54年6月26日企業会計審議会）及び同実務指針（平成8年9月3日本公認会計士協会）などを参考に、適切な会計処理を行う必要があること。

4 指導監査上の着眼点、指摘基準、確認書類

<着眼点>

○ 海外事業等について、所轄庁による実地調査は所轄庁の任意であること。ただし、通常の法人監査の中で、海外事業等の内容や実態を把握し、社会福祉事業の一環としての活動、公益事業又は収益事業の位置付けが適切か確認するとともに、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがないことや第1の1の（4）の要件を満たすことを確かめること。

<指摘基準>

定款変更を行わずに海外事業を継続し、その原因が法人の内部管理体制の不備による場合は文書指摘によることとする。

<確認書類>

定款、理事会議事録、会計帳簿、事業報告、計算書類等

別紙2 社会福祉法人における介護職種の技能実習生の受入れ等について

第1 法人が運営する施設等における介護職種の技能実習生の受入れについて

1 基準等の遵守等

技能実習制度の対象職種への介護職種の追加は、技能実習制度の趣旨に沿って人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的とするものである。法人が運営する施設等において介護職種の技能実習生の受入れを行う際には、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号）及び「『介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等』について」（平成29年9月29日社援発0929第4号、老発0929第2号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）を遵守すること。

2 費用等の支弁

介護職種の技能実習生の受け入れのための監理団体（以下「監理団体」という。）へ、社会福祉法人が支払う費用等の支弁の取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 法人が、介護職種の技能実習生を受け入れるに当たり、実習実施者として監理団体の会員又は組合員となること等に伴い必要となる監理費を支出することは認められるものであること。また、監理団体が実習実施者から監理費以外を徴収することは、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）において禁止されており、実習実施者として支出することは認められないで留意すること。

(2) 監理団体の許可を得る目的のために法人を設立する場合、登記等の手続のための初度経費（登記等の手続に要する実費に限る。）については、監理団体の会員等となる社会福祉法人から、設立中の法人に対して一時的な貸付けを行うことはできること。なお、当該貸付については、たとえ少額であったとしても社会福祉法人が貸付金債権を保有し続けることは適當ではないため、設立中の法人に償還計画を策定させる等、返済の見通しを明らかにしておくこと。

(3) 監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、介護職種の技能実習生を受け入れる前提として支払う必要がある支出（例えば、年会費等）は認められるものであること。

なお、社会福祉法人が他法人へ出資をすることは制限されているが、監理団体が中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の事業協同組合の形態で運営される場合で、かつ法人が介護職種の技能実習生を受け入れる前提として組合員となる必要がある場合にあっては、同法第10条第1項の出資を行うことは、例外的に認められるものであること。また、監理団体の許可を得る目的のために新規に事業協同組合を設立する場合の同項の出資についても同様であること。

(4) 監理団体を運営する法人に対する対価性を有しない支出のうち、(3)以外の支出（例えば、いわゆる出資や、財産の拠出や寄附、初度経費以外の貸付など）は認められること。

3 送出国における介護技能実習生候補者に対する支援等

法人が、介護職種の技能実習生の受入れを円滑に進めるため、送出国の送出機関や準備機関（以下「送出機関等」という。）と連携し、研修事業の委託や、講師の派遣等を通じて、介護職種の技能実習生候補者の送り出しへの支援等を行うことも考えられる。こうした支援等は、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知。以下「認可通知」という。）第1の2(2)ケに規定する「社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）」（以下「人材育成事業」という。）として、法人が行う公益事業の一つとして考えられる。

このため、定款において人材育成事業を事業として規定していない法人が、こうした支援等を行うには、新たに同事業を加える定款変更の手続きが必要となるので留意すること。

また、事業の実施に当たっては、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであることや、当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要である等、認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。

加えて、送出機関等への出資等については、法人が行う事業から生じた収益を法人外へ拠出することができないとされていることから想定されないこと。

4 その他

法人が、監理団体を通じることなく、企業単独型技能実習として介護職種の技能実習生を受け入れることは、企業単独型技能実習が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員又は密接な関係を有する外国の公私の機関（引き続き1年以上若しくは過去1年間に10億円以上の取引実績を有する取引先又は国際的な業務の連携を行っていることその他の密接な関係を有する機関として法務大臣及び厚生労働大臣が認めるもの）の職員を受け入れるものであることから、基本的に想定されないものであること。

第2 法人が運営する施設等における在留資格を持つ外国人介護福祉士の受入れについて

1 制度的位置付け

改正入管法においては、専門的・技術的分野の外国人の積極的受入れと留学生の活躍支援という観点から、介護の分野においても、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする「介護」という在留資格を設けるものである。このため、法人が運営する施設等において在留資格を持つ外国人介護福祉士を受け入れることについては、国内における介護福祉士の採用と位置付けが異なるものではないこと。

また、法人が、現に人材育成事業として介護福祉士養成施設の運営等を行っており、外国人留学生を受け入れる場合については、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日文科高第918号、社援発第0328002号文部科学省高等教育部長、厚生労働省社会・援護局長通知）の別添2のIの6の(9)に留意すること。

加えて、事業の実施に当たっては、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであることや、当該法人の行う社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要である等の認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。

2 送出国における留学生候補者に対する支援等

法人が、外国人留学生候補者の受入れや、実習に対する支援を行う場合において、送出国の日本語学校等の教育機関等（以下「教育機関等」という。）と連携し、留学生候補者に対する支援等を行うことも人材育成事業の一つとして考えられる。この場合、1と同様、事業の実施に当たっては、認可通知等に規定する公益事業の条件を遵守する必要があること。加えて、教育機関等への出資等については、法人が行う事業から生じた収益を法人外へ拠出することができないとされていることから想定されないものであること。

